部長及び参事官　　警務発第157号
殿　　令和８年２月11日
所　属　長　　１年保存（口訓）
本　部　長

警察官採用募集活動について（通達乙）

警察官採用募集活動（以下「採用募集活動」という。）は、「警察官採用募集活動実施要綱の制定について（通達甲）」（令和７年10月29日警務発第1163号）に基づき取り組むこととしているところ、人材確保は県警察の将来を左右する重要課題の一つであることを認識の上、令和８年度の警察官採用試験に向けた採用募集活動に当たっては、下記事項に留意し、実効性のある取組を積極的に推進されたい。

記

１　採用募集活動をめぐる情勢等

少子化などの影響から、他の公務員や民間企業との間で人材獲得競争が激しさを増しているところ、警察官採用試験の受験者数は、この10年間で約半数にまで減少したほか、大卒を対象とするＡ採用試験では合格者の半数以上が辞退、大卒以外を対象とするＢ採用試験では、受験対象となる高校生自体の人口減少や進学率の増加等の影響により受験者数の減少に歯止めがかからない状況にあり、現在の採用情勢は極めて深刻な状況にある。

県警察では、厳しい採用情勢下においても、将来の県警察を担う優秀な人材をより多く確保するために、令和８年度から受験年齢の引き上げや各受験区分の併願を可能とするとともに、新規学卒者のみならず、転職者の獲得に焦点を当てた教養試験を実施しない新規試験制度の導入、さらには、再採用制度の基準を見直すなど、大幅に受験区分改正等を行った。

職員にあっては、これら試験制度変更の周知を図るとともに、治安維持の根幹の成す人材確保は最優先課題であることを今一度職員全員が再認識し、積極的かつ実効性のある採用募集活動を強力に推進すること。

２　推進事項

⑴　トライＯＮＥ及びリクルーターの運用

ア　トライＯＮＥ

採用募集活動をめぐる情勢が厳しい中において、受験者を獲得するためには、職員個々の働きかけ等が更に重要となっていることから、各職員は、地域でのスポーツや文化活動などを含むあらゆる機会を生かし、年間を通じて勧誘活動に努めること。

イ　リクルーター活動

リクルーターは、高校、専門学校、大学等（以下「学校等」という。）における在学当時の人脈を生かした勧誘活動を行うこと。

また、遠方等の事情を踏まえ、リクルーターは出身校への訪問活動にとらわれることなく、知人等に対する電話でのアプローチや巡回連絡等の通常勤務を通じての勧誘活動など、工夫を凝らして行うこと。

なお、各所属長は、各所属のリクルーターが積極的に活動できるよう最大限の業務配慮に努めること。

⑵　業務説明会等の積極的な開催

各所属は、業務説明会、体験型イベント、庁舎見学等を積極的に開催するとともに、人員派遣、広報等に関し、県本部警務課採用係（以下「採用係」という。）と緊密に連携するなど、効果的な運営に努めること。

⑶　各種媒体を積極的に活用した広報

警察官採用試験の受験勧奨、業務説明会等への参加募集等のため、自治体が発行する広報紙、県警察公式ＳＮＳ、ケーブルテレビ等の各種媒体を積極的に活用し、効果的な広報に努めること。

⑷　保護者等への広報活動

警察官志望者の裾野を広げていくためには、受験対象者だけでなく、受験対象者の直接的な支援者である保護者等に対しても県警察の魅力を具体的に伝えていくことが重要である。

巡回連絡、署開催のイベント等、あらゆる警察活動の機会を通じ、就職適齢者のいる世帯を把握した場合は、相手方の理解と協力を得た上で、パンフレットやチラシの配布に加え、県警察の魅力を伝えるなど、より具体的な情報発信に努めること。

⑸　将来を見据えた活動

将来にわたって継続して人材を確保するという観点からは、未就学児童、小学生、中学生等に対しても県警察の魅力を伝えていくことが効果的であると考えられることから、職場体験等を積極的に受け入れるとともに、各学校主催の各種教室等においては、警察活動に、より興味・関心を持ってもらえるような工夫を加えるなど、将来における職業選択肢の一つとして警察官が挙がるよう、将来を見据えた採用募集活動に取り組むこと。

また、高校生に対しては、進学・就職に関わらず、早期段階からアプローチを行い、警察官が将来の職業の選択肢として挙がるような働きかけを積極的に行うこと。

３　採用募集活動における留意事項

⑴　学校等への訪問活動

各署にあっては、採用係とも緊密に連携の上、管轄区域内の学校等を積極

的に訪問し、進路指導担当者等と良好な関係を構築するとともに、効果的な業務説明会の開催等に努めること。

学校等への訪問活動については、原則、当該学校等の所在地を管轄する署が行うこととするが、リクルーターを含め、出身校の担任教員、部活動の顧問等、あらかじめ面識を有する教員等を直接訪ねるなどして行う活動については、管轄区域を問わず、積極的に行うこと。

なお、職員個々の人脈を生かした活動の中で、管轄区域外の学校等から説明会を依頼された場合等については、活動を効果的に推進するため、速やかに採用係に連絡すること。

⑵　所属間での連携

各署が管轄区域内の学校等において業務説明会等を行う場合、活動を効果的に推進するため、当該学校の卒業生も積極的に参加させるなど工夫することとし、当該学校等の卒業生が自所属にいない場合は、あらかじめ採用係に連絡の上、他所属の職員（卒業生）の派遣等について調整を図ること。

また、当該活動に際し、職員の派遣依頼を受けた所属は、職員の派遣に配慮すること。

⑶　個人情報の適切な取扱い

採用募集活動で入手した個人情報は適切に取り扱うこと。

4　表彰等

トライＯＮＥ等、採用募集活動が優秀な者については、実績に応じて表彰等を行うものとする。

5　各種報告

採用募集活動の計画、結果等については、別表のとおり報告すること。

（担当：採用担当課長補佐、濱田、2632）

別表

採用募集活動に係る各種報告一覧

報告種別	報告者	報告対象期間	報告様式	報告期限
署の活動結果	各署		別記第１号様式 「署の活動結果報告書」	活動月の翌月10日まで（ただし、10日が高知県の休日を定める条例（平成元年県条例第２号）に規定する県の休日に当たるときは、翌勤務日）
業務説明会等の開催計画	同上		別記第２号様式 「業務説明会等の開催計画書」	広報開始前に都度報告
業務説明会等の開催結果	同上		別記第３号様式 「採用募集活動の実施について」	都度報告
トライＯＮＥ制度による勧誘結果	各所属		別記第４号様式 「トライＯＮＥ制度による勧誘結果報告書」	活動月の翌月10日まで（ただし、10日が高知県の休日を定める条例（平成元年県条例第２号）に規定する県の休日に当たるときは、翌勤務日）
リクルーターの活動計画	リクルーターが在籍している所属	リクルーター指定日から１年間	別記第５号様式 「リクルート活動計画書」	活動前に都度報告
リクルーターの活動結果	同上	同上	別記第６号様式 「リクルーターの活動結果報告書」	活動月の翌月10日まで（ただし、10日が高知県の休日を定める条例（平成元年県条例第２号）に規定する県の休日に当たるときは、翌勤務日）
管轄外での活動に関する事前連絡	各署		別記第７号様式 「管轄外での活動に関する事前連絡書」	都度報告